

第三号議案 令和4年度事業計画及び予算報告（令和4年3月理事会決議）

I. 令和4年度事業計画

1. 租研をめぐる環境

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、変異株の出現などにより、我が国や世界各国の社会経済に大きな影響を与え続けている。加えて、新たな世界的な課題として、ロシアによるウクライナ侵攻が勃発し、資源価格の高騰、金融市場の混乱、企業活動への影響など、内外経済の先行きは予断を許さない状況になっており、引き続き注視していく必要がある。

そのような中で、新型コロナウイルス感染症対策等により財政支出は著しく拡大し、我が国の財政状況は、歴史的・国際的に見ても最悪の水準となっている。巨額の財政債務はわが国の重要課題であり、感染症拡大にかかる危機的状況を脱した後は、より現実的な経済や財政の見通しに基づき、財政健全化に全力で取り組む必要がある。

税制についても、これまでも、当協会が一貫して提言してきたように、経済成長と財政健全化、社会保障制度改革を一体的に推進するためには、「経済活力の強化」と「安定財源の確保」を基本として、税制の抜本改革によるあるべき税制の早期実現が必要である。税制が持つ主な役割、即ち、歳入の確保、所得の再分配機能はもちろんのこと、経済政策の推進や国内産業強化等、各々の目的が実現できるよう、経済社会の構造変化に対応した税制改革が求められている。

2. 協会の活動方針

民間の租税研究機関として、我が国税制の研究と発展に貢献してきた当協会は、引き続き、会員のニーズに迅速に応え、中身の更なる充実を図り、現在までの成果より一段とレベルの高いものをめざし、あるべき財政・税制・税務の実現に向け諸活動を展開していく。

令和4年度においては、基本的に、これまでの活動状況を踏まえ、以下の活動方針に基づき、収支相償の原則に則し、かつ継続的に安定的な運営が行われるように、事業活動を展開する。

- ① 税制改正意見等の提言活動の充実を図る。
- ② 財政、税制、税務に関する調査、研究、提言活動の拡充を図る。
- ③ 会員のニーズに的確に対応した情報発信機能の拡充を図る。
- ④ 公益社団法人として、協会活動を通じた社会貢献活動に努める。
- ⑤ 維持会員の継続、拡大に組織を挙げて取り組む。あわせて、経費節減に努めるとともに、限られた資源の中で効果的・効率的な事業運営を徹底する。

3. 令和4年度計画の総括

平成24年4月の公益社団法人への移行後、事業活動の「選択と集中」を押し進めてきたことにより、会員ニーズに対応した事業活動、収支相償の原則に沿った財務運営を行う体制が整っており、概ね定着している。

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進の観点から、オンラインを中心とした事業運営を継続し、当協会の活動方針を踏まえた事業活動を推し進めていく。

具体的な事業規模としては、前年度実績を上回る年間137回程度の事業活動を計画し、内容の更なる厳選を進め、会員のニーズに合致した質の高い事業活動計画を策定することとしたい。

なお、新型コロナウイルス感染症の見通しについては、依然として不透明な状況が続くと見込まれることから、引き続き会員等の感染防止を徹底するとともに、感染状況等に応じた弾力的な運営に努める。

・活動計画一覧表

(講演回数換算ベース *3)

| | 平成30年度 実績 | 令和元年度 実績 | 令和2年度 実績 | 令和3年度 実績 | 令和4年度 計画 *4 | 令和3年度 計画 |
|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|----------------|-------------|
| 理事会・総会・委員会等 | 57 回 | 47 回 | 57 回 | 51 回 | 55 回 | 55 回 |
| 内研究会 | 38 " | 35 " | 46 " | 40 " | 42 " | 40 " |
| 会員懇談会 | 76 " | 75 " | 48 " | 58 " | 61 " | 61 " |
| 租税研究大会 *1 | (3.0日) 6 " | (3.0日) 6 " | (2.0日) 4 " | (2.0日) 4 " | (2.0日) 4 " | (2.0日) 4 " |
| 基礎講座 *2 | (3講座) 21 " | (3講座) 22 " | (3講座) 17 " | (2講座) 14 " | (2講座) 17 " | (2講座) 17 " |
| 合計 | 160 " | 150 " | 126 " | 127 " | 137 " | 137 " |
| 出版(「租税研究」以外) | 8 冊 | 6 冊 | 5 冊 | 5 冊 | 5 冊 | 5 冊 |

*1 令和4年度計画の内訳：オンライン2.0日(報告1、討論3)

*2 令和4年度計画の内訳：法人税基礎講座—オンライン8回、国際課税基礎講座—オンライン9回

*3 講演回数換算ベース：同日講演で講演内容が異なる場合には、各々を1回として集計(過去実績含め再集計)

*4 令和4年度計画：新型コロナウイルス感染症の影響等により、回数が変動する可能性がある。

4. 委員会・研究会等

我が国のあるべき財政・税制・税務の実現のため、民間の中立的な立場から調査・研究を行い、提言、意見表明を行う中核事業である。特に、ここ数年で拡充を図ってきた研究会活動はその中軸であり、充実に努める。

具体的には、当協会の税制改正提言である「租研意見」を作成する政策検討会をはじめ、税制基本問題研究会、財政経済研究会、国際課税研究会及び通達等検討会の更なる充実に努める。

また、会員と国内外行政当局との意見交換(会)は、当協会の特質を活かした活動であり、コロナ禍の中での開催は難しい状況ではあるが、必要に応じてオンラインを活用するなど、行政当局の理解を得ながら可能な限り開催に努める。

・理事会・委員会等の内訳と回数推移

(回数)

| | 平成30年度 実績 | 令和元年度 実績 | 令和2年度 実績 | 令和3年度 実績 | 令和4年度 計画 |
|----------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 理事会・総会 | 5 | 4 | 4 | 5 | 5 |
| 委員会・研究会等 | 44 | 40 | 52 | 46 | 48 |
| 内研究会 | 38 | 35 | 46 | 40 | 42 |
| 意見交換会 | 8 | 3 | 1 | 0 | 2 |
| 合計 | 57 | 47 | 57 | 51 | 55 |

(1) 政策委員会（政策検討会）

租研の財政、税制の提言等の企画・立案を担当する委員会・検討会として、各委員会・研究会の研究・提言、会員からの税制改正意見、アンケート調査等をもとに、税制改正に関する租研意見を取りまとめ、関係機関に対して提言を行う。

特に、近年拡充に努めてきた政策検討会は、他の研究会等との連携・協調を緊密にしつつ、抜本的な税制改正に向け、「租研意見」の更なる充実を図る。

(2) 税制基本問題研究会

税制基本問題研究会では、より広い見地より税制の基本的課題や個別税制などについて調査・研究等を行っている。令和2年10月からは、「社会・経済環境の変化と税制」を大テーマとして取り上げ、引き続き多面的に検討を進めており、本年9月の租税研究大会でその成果を会員に報告することとしている。

(3) 財政経済研究会

財政、税制、社会保障政策の課題について、調査・研究・提言活動を行う財政経済研究会では、令和4年2月より、「ポストコロナ時代の税・財政と社会保障」を新たな大テーマとして取り上げ、税、財政、社会保障分野の課題について様々な角度から検討を進めている。

(4) 国際課税研究会

研究者、官庁、民間が共通の場で先端的な研究を行う国際課税研究会は、引き続き国際課税に関する国際的に重要な論文について、調査、研究を行い、税制改正提言に資するとともに、会員に対し幅広く情報提供する。

(5) 通達等検討会

通達等検討会では、企業の実務と税法や通達との関係が不明確・不確定な分野について、税務執行上の予測可能性や透明性の確保、取扱いの明確化などを目指しており、令和4年度に改正される法人税関係法令を中心に、会員意見の通達への反映等に積極的に取り組む。

(6) 地球環境問題検討会

地球環境問題検討会については、大学や研究機関の専門家、行政の担当者などによる講演等を、適宜開催していく。

(7) 運営委員会（企画・運営小委員会）

運営委員会は、租研の事業計画の策定や事業活動の基本方針等の重要な事項について、協議、検討等を行う。また、当委員会の下に、企画・運営小委員会をおき、必要に応じ、随時協議、検討等を行う。

(8) 意見交換会

行政当局と会員、双方向の意思疎通の重要性にかんがみ、意見交換会の開催等に向けて連絡・協調に積極的に取り組む。

特に、税制改正、取扱通達、国際課税に関する課題等について、行政の担当官を招き、意見交換を随時行い、課題に対するタイムリーな情報発信や意見交換の場を提供することに焦点を当てる。

5. 国際交流の促進

コロナ禍の中、国際交流の実現は困難な状況になっているが、可能であればオンラインを活用し、諸外国の財政・税制・税務行政に携わる政府の担当官、あるいは学者等による、財政・税制・税務行政を巡る諸問題に関する講演会を開催したい。

6. 会員懇談会

国内課税及び国際課税に関する、理論面、実務面における重要な課題をテーマとして、幅広く懇談会を開催する。租研が行う税制改正に関する「租研意見」の形成に資する有益な情報の習得に留意するとともに、「税制改正説明会」、「決算・申告に当たっての留意事項」等の行政当局からの情報発信、研究者・実務家の調査・研究報告等を、会員のニーズや時代の要請に則して、タイムリーかつバランスよく提供することを目指す。

会員への普及活動の中軸事業であることから、内容の厳選・充実に努めるとともに、引き続きオンライン開催により、効率化と利便性向上を図りながら、会員のニーズに応え得る規模を目指すこととし、昨年度と同規模の61回程度を計画とする。

なお、会員サービスの一層の向上を図るため、昨年度から実施している、見逃し配信サービスの提供を継続する。

・会員懇談会の回数推移

(回数)

| | 平成30年度 実績 | 令和元年度 実績 | 令和2年度 実績 | 令和3年度 実績 | 令和4年度 計画 |
|-------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 会員懇談会 | 76 | 75 | 48 | 58 | 61 |

7. 租税研究大会

租税研究大会については、租研の事業活動に相応しい財政・税制に関する調査、研究、情報発信機能を重視したものを引き続き実施する。

理論と実務面における最先端の重要な課題を取り上げ、講演、討論等を通じて情報提供を行うとともに、協会外部への情報発信を行い、公益的活動の推進、当協会のプレゼンス向上に資するものとして継続する。

なお、本年度についても、オンライン方式により9月中旬頃に開催する予定である。

・租税研究大会の内訳と実施推移

(回数)

| | 平成30年度 実績 | 令和元年度 実績 | 令和2年度 実績 | 令和3年度 実績 | 令和4年度 計画 |
|---------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 東京大会(オンライン含む) | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 報告 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 討論 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 大阪大会 | 2 | 2 | / | / | / |
| 報告 | 1 | 1 | | | |
| 討論 | 1 | 1 | | | |
| 合計(報告+討論) | 6 | 6 | 4 | 4 | 4 |
| 合計(日数) | 3.0 | 3.0 | 2.0 | 2.0 | 2.0 |

8. 基礎講座

本年度は、法人税基礎講座、国際課税基礎講座(中級講座と隔年開催)を実施する。基礎的分野の会員サービスとして、オンライン開催及び見逃し配信サービスの提供により、受講者の利便性向上に引き続き努めるとともに、負担額の引下げについても継続する。

・基礎講座の内訳と実施推移

(回数)

| | 平成30年度 実績 | 令和元年度 実績 | 令和2年度 実績 | 令和3年度 実績 | 令和4年度 計画 |
|-----------------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 法人税講座(東京)(オンライン含む) | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 法人税講座(関西) | 8 | 8 | | | |
| 国際課税基礎講座(東京)(オンライン含む) | 0 | 0 | 9 | 0 | 9 |
| 国際課税中級講座(東京)(オンライン含む) | 5 | 6 | 0 | 6 | 0 |
| 合計 | 21 | 22 | 17 | 14 | 17 |

9. 出版物の刊行

会員に対し、租税に関する最新情報を提供するため、毎月発刊の「租税研究」に加え、「租税研究大会記録」等の出版物を作成し配付する。また、重要な調査・研究についても、出版物を作成し配付することとする。

- ・ 租税研究大会記録
- ・ 令和 5 年度税制改正に関する租研意見
- ・ OECD 移転価格ガイドライン 2022 年版

合計 5 冊

10. 情報提供サービスの向上

会員向けの情報提供サービスの内容を充実することにより、会員の利便性の向上を図る。

ホームページにおいて、「租研意見」、「租税研究大会記録」等を掲載することにより、会員以外の一般の方にも広く情報提供するとともに、当協会からの提言、情報発信の充実を図り、財政・税制についての知見・知識の普及・拡大を図る。

11. 国際租税協会（IFA）日本支部事務局受託事務等

IFA 日本支部の事業活動の積極的な展開に協力するとともに、IFA から得られる情報を活かし租研の国際租税分野での事業活動の更なる活性化を図る。